

のと云ふべし、而も産業資金需用高には、一定の限度あり、其限度に到達せば、貸付金高は最早夫れ以上に無限に増大するものにあらずれども、翻て貯金にありては、將來無限に其金額増大して、所謂限度なるものなし。前表大正元年度の成績に依れば、貯金現在高は貸付現在高に超過すること二千五百餘圓なり。信用組合の事業のみを摘出して、其成績を見るときは大様右の如くなるが、尙又購買事業資金運用の狀態に付きては、大正元年度末借入金一萬一千四百圓を存す、之に對し同年度貸借對照表中現金科目に一萬七千九圓餘あり、之を以て購買部資金の如何に運用せられしかを推知するに難からず、勿論以上の如く、信用部購買部各資金を分離して机上に論ずるが如き經營は、事實不可能なるべしと雖、本組合の如きは頗る順調にあるものと云ふべし。更に貯金高が貸付高を越ゆること多きに至らば、益組合の信用の高まり來たりたることを證するに足るべし。

購買部に於ては米、肥料、酒類、紙、糸類、鹽、油、菓子、小間物、陶磁器に至る迄、殆んど一切の日用品を取扱ひ、大字久比の事務所の外、沖友部落に出張店を設け、此所には二三の必需品のみを取扱ふ。事務擔當者には専務理事一名と、四名の書記あり、尙頗る多忙を感じつゝあり。

購買額	明治三十九年	同四〇年	同四一年	同四二年	同四三年	同四四年	大正元年
	一、二二五 ^円	七、〇五五 ^円	九、三八五 ^円	一一、五七五 ^円	一二、八九七 ^円	一二、八六五 ^円	一八、一〇六 ^円

次に大正元年度末貸借對照表及損益計算を示さん。

貸借對照表 (大正元年度末)

貸方		借方	
拂込未済出資金	五、六九四・四二八 ^円	出資金	五、九〇〇・〇〇〇 ^円
貸付金	二、四六五・三六七 ^円	貯金	二、七三三・三三〇 ^円
什器	二、三二五・二四五 ^円	準備金	一、九二六・二八二 ^円
貸付金利息未收入	一、二五九・六七八 ^円	特別積立金	五、四三・五一五 ^円
購買品現在高	三、四八一・〇五一 ^円	借入金	一、一四〇・〇〇〇 ^円
購買代金未收高	二、三〇六・三六一 ^円	購買代金未拂	一、九三九・八九六 ^円
聯合會持分	五〇・〇〇〇 ^円	借入金利子未拂	一、二八・七五一 ^円
建物	四〇〇・〇〇〇 ^円	慈善金	二、二四・五二三 ^円
現金	一、七九二・五八七八 ^円	剩餘金	一、五八六・九六一 ^円
合計	五〇、八八一・二五八 ^円	合計	五〇、八八一・二五八 ^円
損益計算 (大正元年度)		損失	
利益		貸付金利息	一、四四七・三八八 ^円
貸付金利息	三、五二三・七四四 ^円	貯金利息	

預金利息	四八・六七〇	借入金利息	五〇五・二九五
購買利益	三九九・三七二	諸給料	四五六・二二六
雑収入	三六四・八五三	消耗品費	九〇・四三二
購買代金延滞利息	九〇・九九一	雑費	三二四・三五二
合 計	四、四二七・六三〇	備品價格減少	二六・九九七
差引剩餘金千五百八十六圓九十六錢一厘		合 計	二、八四〇・六六九

▲組合の効果 組合設立以前、農工商業者の資金は多く他町村より借入れ、其利率高歩なりしを以て、産業上に得たる利益の大部分は擧げて利子の支拂に充てざるべからざる有様にて小産者の資金調達上の苦痛は實に忍びざる状態にありたり。殊に交通不便の土地なるを以て、肥料の購入を初め、日用生計品の購入の如き、常に高價を拂ふて劣等品を求むる不利益あり、産業は漸次萎微不振に陥らんとするに、生計費は自然増高し、前途大に悲觀すべき状態なりしが、組合設立後は低利の資金を容易に借入れ得ると、一方購買事業より與へらる、便宜と利益とにより、本村主要物産たる柑橘類は以前に比して其面目を一新するに至れり。

社會の趨勢は日一日と奢侈に流れ、其弊風は交通不便なる久友村に迄滔々浸入し來たり、勤儉貯蓄の

美風は次第に頹敗して、人情漸く輕薄に走らんとせる際に當り、組合は相互扶助の主義に基きて年々〇剩餘金の一部を善種金として積立て置き、組合員中吉凶ある場合に於て祝賀弔慰の意を表する爲め、死亡者ありたる時は香花料を贈り、出産婚姻等のありたる時は紀念貯金券を贈り、大患に艱める者不時の災害を被りたる者ありたる時は見舞金を贈りて慰撫する等、組合員間の情誼を厚ふすることに力めれば、組合員は皆其徳に感じ交情日に溫まり、徳義心の向上しつゝあるを見る。

有限責任小奴可信用組合

廣島縣比婆郡小奴可村字小奴可

明治四十年四月二十七日設立

▲組合設立 本組合所在地たる比婆郡小奴可村は、元小奴可、内堀、千鳥、小串、加谷、鹽原の六箇村を合併したるものにして、村民は主として農業に従事し、傍ら砂鐵の採取業ありしが、此砂鐵採集の業は近年漸次不況に陥り、加ふるに當地方は明治三十五年以來凶作頻りに臻り、爲めに産を傾け遂に倒産する者續出し、大字内堀の如きは其所在耕地の大半は他町村人の手に移り、小作農其數を増したれば勞のみ多くして得る所少なく、自然勞働を厭ふて利を射倖に求めんとする風習村内を蓋へ、産業振はず

賭博、骨牌遊等流行して風紀益々紊れ、青年輩は自家の職業を重んぜずして徒らに空理空論を唱へ、醇朴なる思想を破壊し、村民の或一部の如きは租税滞納處分を受け、而も恬として耻ぢざる者あり、且地勢上の關係よりして各部落其利害を異にし、常に村内の一致を欠き、一問題毎に村内二派に別れて感情の衝突となり、村治上の圓滿を傷け延いて善良なる村民の産業の發達を阻害したること一再ならず。然れども村内に其人なきにあらず、村民の智識乏しきにあらずれば、去明治三十八年廣島縣農會主催長期講習會を此地に於て開催ありたるべき之に出席聴講したる者皆産業組合設置の必要なることを覺り、明治四十年四月有限責任小奴可信用組合を設立せり。

本組合區域は小奴可村全村にして、區域内戸數六百五十三戸、内現在組合員三百二十二名にして、農業者二百九十一、商業者二十一、工業者九、雜業者一あり

本組合の目的とするところは主として自作農業者の救済、土地買戻し、無資産者の貯蓄奨励並に産業の發達を企圖せんとするものなるが故に、自作農業者の破産を救済し、他町村人の手に歸したる土地買戻しの爲めには、低利十箇年賦の貸付をなし、無資産者の貯蓄奨励の爲めには小奴可信用組合附屬勤儉貯蓄會を起し、現在一千餘名の會員を有す。進んで産業の發達の爲めに資金を貸與し、肥料購入牛馬購入を爲さしめて主要産業を勸め、養蠶、殖林等の副業を有利ならしめ、商工業者の經營をして安らかならしめつゝあり。

▲事業狀況 組合設立以來各年度末の狀況左の如し

年次	組合員數	拂込濟出資金	準備金 特別積立金	貯金	貸付金	剩餘金
明治四〇年	一八〇	二三五〇	二四	二四五六	四七四七	一八
同 四一年	二〇七	三五二〇	三六二	七四四五	八七六四	三四一
同 四二年	二八四	三九九五	八七六	九一一七	一一六五五	四三七
同 四三年	三〇五	三一五〇	一四六〇	一六五七六	一六二七五	五四〇
同 四四年	三三三	三二八五	二二二七	二七九九四	一七一七三	七一〇
大正元年	三三八	三三六五	二二三七	三五二八〇	二二四三八	六〇九

備考 貸付金利率は、長期貸付日歩三錢、普通貸付月歩一分、當座貯金年六分六厘、据置貯金及定期貯金年七歩なり。

貸借對照表 (大正元年度末)

貸方	借方
貸付金	出資金
預金	貯金
什器	準備金
二二,四三八・〇〇〇	三三,三六五・〇〇〇
一八,四五九・九九九	三五,一八〇・二六八
二三七・八〇〇	八五一・三四二
	一八五

貸付利息未収入	二二・一七五	特別積立金	一、三八六・三六三
聯合會持分	五〇・〇〇〇	借入金	六〇四・〇〇〇
建物	二四二・〇〇〇	未支拂利息	六五八・六〇〇
土地	三〇〇・〇〇〇	剩餘金	六〇九・九五三
現金	一九一五・五五二	合計	四二、六五五・五二六
合計	四二、六五五・五二六		
損益計算 (大正元年度)			
利益		損失	
貸付金利息	二、二七八・二二六	貯金利息	二、二六四・二六九
預金利息	九八二・六六六	借入金利息	四三・六一〇
雑収入	四・四〇〇	諸給料	一〇八・〇〇〇
		旅費	四五・六一〇
		消耗品	五八・二三五
		會議費	一四・一一五
		内堀取次所費	二一・六〇〇

一八六

貯金會寄附	三・八〇〇
雜費	九六・〇九〇
合計	二、五五五・三二九

差引剩餘金六六九圓九十五錢三厘

前表に示せる貸付金額は年度末残高なるが、尙各年度内貸付額を見るときは、

貸付金	明治四〇年	同四一年	同四二年	同四三年	同四四年	大正元年
同上件數	九、〇五九	二二、〇八〇	二七、四九五	三五、九〇八	四二、五四三	三三、〇二七
	一三七	三二一	三八四	三九七	六五一	四六九

にして年々増加せり。更に運轉資金を見るときは、設立初年度より拂込濟出資金と貯金との合計額は貸付金額に相當り、貯金額の増嵩するに従ひて年々預金の金額増大し、大正元年度末に至りて其額一萬八千四百餘圓となり、資金に莫大なる餘剰を生じたれば、組合員は將來益々新規なる産業の開發に進むべき機運漸く熟せり。

▲組合の效果

(イ)産業 組合設立の爲め、低利なる資金の借入容易なるを以て、産業資金の融通圓滿となり、爲めに稻作改良、畜産、植林、養蠶業等の發達著しく、四十四年の如き鹽水撰の結果、種粃の減少を示し堆

肥舍設置其他施肥に改良を加へ、米作増收を見たるのみならず、蔬菜の如きは從來他地方より買入れ居りしに現今にては反て他村へ搬出するに至れり。

(ロ)村勢 前述せる如く本村中或一部の如きは、大半の土地を擧げて他町村人の所有する所となりて、農家は眞に農業労働者たるの有様なりしが、本組合が特に之が挽回に力めたる結果、年來田地の他町村に流出せし餘勢も幸に阻止せられ、却て漸次土地の買戻しを爲すものあるに至り、射倖投機の氣風は近々着實勤勉となり、村民皆其業を樂むを見る。近く農業補習學校の設置せられしが如きも、組合事業の與へたる好影響ならずばあらず。

(ハ)村治 小奴可村は、元六箇村を合して一村となしたるものにして、其廣さ東西凡四里、南北凡二里、村内を縦貫したる一條の山脈あり、爲めに地勢東西に兩分せられ利害兎角に相反すること多く、村治の上に少なからざる悪影響ありしが村全体を區域として組合を設立し、全村の金融機關として其勢力を集中したれば、自然感情上の爭議跡を絶ちて、産業振興の爲めに村民歩調を整へ來り、能く公共の利益を尊重し、互に相讓歩するの美風を促し、更に納税成績良好に越きたるは表面に顯れたる組合の効果と見るべし。

(ニ)風俗 勤儉貯蓄の美風を養ひ、契約履行能く行はれ、集會の時間を確守し、從來惡戯を喜びたりし者も今日殆んど骨牌等を弄ぶもの一人もなきに至りたることは、實に本村の幸福なりとす。

無限責任右田信用購買販賣組合

山口縣佐波郡右田村大字高井一二〇

明治三十九年十一月二十七日設立

▲右田村の位置地勢及産業状態 本村は佐波郡南部に位し、背後は山脈を以て吉敷郡に境し、前面は鯖川を隔て、防府町に接す。幅員最も廣き所三十二丁、東西二里三十二丁にして、國縣道に沿ひ交通自在平坦一帯の地なり、田地(濕田は稀なり)反別六百七十三町餘、畑地五十八町餘、總地價(宅地山林共)三十二萬三千五百圓餘にして、戸數一千二百七十戸住民は概ね農を以て業となす、然して著しき富豪なしと雖も又極貧者稀にして財産稍均等なり、村治は圓滿にして村會の如きは常に半日を以て決了するを例とし二日に渉る議事は殆んど稀有の事に屬す。

▲組合設立事情 本組合の設立は明治三十九年十二月にして、時恰も日露戰役の後にあたり。出征軍人軍屬は總て一時賜金又は年金の恩典に浴し、それかあらぬか漸次驕奢の風習を呈せしを以て、大に勤儉貯蓄を奨励し浪費を豫防し、一面高利貸の惡風を矯正し、互助相助の美風を涵養し村治をして穩健に發展せしめんとする等種々の要求は當に組合設立の導火線たりしなり。

然るに本村は元五箇大字より成るものにして、往時各大字に於て多少の共同金を有せしも當時其取扱方法の不備よりして往々損失を來したるを以て、曩に組合設立の要旨及其性質を説くに當り事理に暗き者は前陳共同金の損失を引證し其覆轍を再演するならんとの疑惑を有し加入を拒み、或は故障を唱へたるを以て、此等の疑惑を去り且組合の實績を示さんと欲し、先づ各部落の中産以上の者に説き之を發起者中に加へ、順次一般に及ぼしたり。

▲事業經營の方法 設立事情以上の如くなりしを以て細民の加入を容易ならしめん爲め、一口の出資金を五圓とし、其の十分の一即ち五十錢を第一回拂込とし、其後は年々金一圓宛の拂込を爲さしむることせり。

(イ)貸付 貸付は、普通貸付の外耕地整理に要する資金は、特に低利を以て長期の貸出を爲し、整地及排水に依りて穫る所の增收額を以て、年賦償還に依り皆濟せしむる方法を定め、肥料資金の貸出も地主の保證を以て一反歩に付金五圓以内に限り是亦特に低利の貸付を行ふ。大正元年度内貸出六百六十七件此金額十九萬二千三百二十圓同償還金額十八萬五百五十二圓に達し、利率は最低六分より最高九分三厘六毛なり。

(ロ)貯金 貯金獎勵の方法として、各組合員に小箱を配布し、毎月末一回使丁を廻して集金を爲さしむ、尙組合區域は延長約三里に亘り、一箇所の事務所にては不便尠からざるに依り、二箇所に派出所を設け

貯金の受入拂戻の事務を扱ひ、組合員の便宜を圖りつゝあり。本組合が無限責任なること且特に信用厚き組合員の加入し居るとの關係を以て、組合の信用は甚だ高く、隨て貯金の吸収に多くの苦心を要せず而も組合員の貯蓄心は日に月に益喚起せられつゝあり。

今や組合員數千八十九名、貯金十萬三千餘圓、貸付金十萬二千餘圓あり、尙資金綽々として餘裕あり、されば販賣購買の事業開始の機運も方に到來せり、將來頗る多望なりとす。設立以來各年度末の狀況を示せば左の如し。

組合事業累年比較

年次	組合員數	出資金	借入金	貯金	貸付金	預金	剩餘金
明治三九年	九九〇	六二〇	四一〇	三、七五七	四、四五五	—	二五
同 四〇年	九七一	六一〇	九、四四一	四六、四三二	五〇、一七七	七、一三五	一、二四六
同 四一年	一、〇九八	三、二九五	一一、七五二	七二、四五九	六五、一〇七	二二、七七〇	一、九一六
同 四二年	一、〇七二	三、二九九	—	八〇、三三四	七八、二四九	八、二二八	一、九四七
同 四三年	一、〇三八	四、七八〇	三、四三三	八七、八六三	九〇、二五二	九、五六三	一、六二九
同 四四年	一、二一八	五、八〇一	—	九八、九四八	九一、〇四九	一八、六三九	一、九五三
大正元年	一、〇八九	六、七三〇	—	一〇三、六八一	一〇二、八一七	一〇、九七四	一、八〇九

貸借対照表 (大正元年度末)

貸付金	一〇二八七・六二四	出資金	六七三〇・三二五
備品	六七七・三〇〇	貯金	一〇三、六八一・六四八
預金	一〇、九七四・七九八	準備金	二五九五・六三六
聯合會出資金	一〇〇・〇〇〇	特別積立金	四、〇三三・一八三
公債	一〇〇・〇〇〇	未拂込出資金	九〇・〇〇〇
建物	一、四三三・一三〇	什器償却金	一五〇・〇〇〇
假拂金	八〇〇・〇〇〇	什器償却積立金	五〇〇・〇〇〇
現金	二、二四七・八六四	剩餘金	一、八〇九・九二四
合計	二一九、一四〇・七〇六	合計	二一九、一四〇・七〇六
利益		損失	
貸付金利息	七、三二五・七六〇	貯金利息	三、九四一・五三九
預金利息	二、三三三・〇七〇	消耗品	二〇・八四〇

雑収入

雑収入	七、六三〇・四六八	旅費	五八・一五〇
		報酬及手当	六八六・〇〇〇
		書記給料	四二〇・〇〇〇
		家賃	九二・三九〇
		什器償却金	五〇〇・〇〇〇
		印刷費	一七二・四九〇
		倉庫敷地料	三一・八二五
		器具	五・五〇〇
合計	七、六三〇・四六八	合計	五、八二〇・五四四

差引剩餘金千八百九圓九十二錢四厘

▲組合の効果 低利なる資金供給の結果は、組合員の貧者なると、富者なると、又自作者と、小作者たるとの區別なく、農業に就きては充分なる施肥をなし、米麥の如き最近に於て一割以上の増収を見るに至れり。

農産物の増収は組合員の富力増進の素因となり、年々貯金の増加を見ることが前表に示すが如く、隨て

一般に徳義心上進して數萬圓の無擔保貸付の如き、曾て辨濟の義務を怠りたる者なく、曩に組合員六名賭博犯にて處刑を受けたることあり、依て組合は總會の決議を以て除名の處分をなし、同時に四箇年間其執行を猶豫したるに、其後此等の者は慚愧措く能はず、大に素行を慎み業務に勉勵せるを見たり。此事忽ち全村に大なる刺戟を與へ、相互戒飾し却て好影響を導きたりき。

共同施設の觀念は組合設立以來大に増進し、濕田の排水工事を施行せるもの六十町歩に及べり。

比隣皆組合の効果の偉大なることを傳へ、當組合並に牟禮信用組合に倣へ、郡内の各村争ふて組合を設立し、皆相當の成績を挙げつゝあり尙本組合に於ては佐波郡信用組合聯合會の會務をも取り扱ひ都濃佐波、吉敷、阿武四郡の組合金融の中樞をなし貢献する所多し、此等は皆先覺たる組合の功績として賞揚すべき事柄なりとす。

無限責任牟禮信用組合

山口縣佐波郡牟禮村大字牟禮三三二六

明治三十九年十一月二十七日設立

▲組合設立事情

本組合の區域たる佐波郡牟禮村は、東浮野峠を隔て、富海村に境し、西は防府町に

聯接し北は大平山、矢筈岳を隔て、小野村に接し、南方は周防灘に沿ひて東西一里八町、南北二里十九町の一望平坦なる村落にして、住民は農を以て主業とし、少數の漁業者、製陶業者、製鹽業者あり。産業上の改良進歩に付きては從來大に昂むる所ありと雖も、金融極めて悪しく産業資金の缺乏せるが爲めに改良意の如くならず、剩へ質朴敦厚なる農村の美風は文化開明の裏面に伏在する浮華輕兆の氣風に移らんとし、村民の經濟は次第に尾大振はず、負債増大して償還の見込なく、住民の職業も亦動もすれば荒廢に歸せんとしたれば、横暴を極むる高利貸は其間に跋扈して頼るなき細民を苦しむる等、村内有志者の心を痛ましめたること年あり。曩に明治三十三年當時法制局參事官たりし山上滿之進氏は、本村出身なるを以て偶休暇を得て歸省したる際、本村内有志者の懇話會に臨みて信用組合の旨趣及運用方法を講演し、大に村民の覺醒を促したることあり。此時に當りて村内有志者の間に信用組合設立の議を起すべき機運を導きたりと雖も、尙俄に組合設立を見る能はざりしが後數年を過ぎて、前村長平山剛外數氏主唱となり斷然議を決して、三十九年十一月二十七日牟禮全村を區域とし無限責任牟禮信用組合を設立するに至れり。

▲設立後の状況

組合設立以前に於て附近の町村に二三商事會社の破綻あり、これが爲めに尠からず恐怖心を起さしめたる後に當りて組合の設立あり、其事業は未だ設立者に於ても無經驗の事なるのみならず、一般村民の間には勿論組合の何物たることを解せざりしかば、頗る前途の成功を疑ひ、各人容易

に加入を首肯せず、已むなく平山氏外六名の組合設立者は熱心に勧誘し、且斷乎として最後の成功を保證したりしかば、村民漸く其熱心なる主唱に動き三十九年十月區域内戸數九百六十四戸の中、三百四十一名の組合員と、七百の出資口數(一口五圓)とを得て事業を開始せり。

爾來理事者に其人を得たると、村内に於ける各種の團體より直接間接に組合事業に援助を與へられたるに依り、組合の基礎漸く定まり事業年を逐ふて發展し、組合員も亦組合の精神を了解し、安じて貯金の預入を爲し、必要に當りて資金を借入れ産業に勵み、組合利用の状況順調なりしかば、組合の收支均衡を得て經營頗る圓滑となれり。爰に至りて曾て逡巡して加入を肯せざりし者も、亦續々組合に加入するを見たり。今左に累年事業の概要を示すべし

明治三十九年	組合員數	出資金	準備金及各種積立金	貯金	借入金	貸付金	剩餘金
同 四〇年	三四一	七〇〇	一	二〇,五四〇	一	六,三三二	八一
同 四一年	四三二	四,〇二二	四七	三〇,八三二	六七七	二九,一四六	一,一三五
同 四二年	五二〇	四,七八五	一,〇五〇	六一,七二六	二,四一五	三三,〇七七	二,二二五
同 四三年	五四四	四,八七五	二,八六四	六六,九九五	一,二三八	四二,二〇二	一,八九九
同 四四年	五五〇	四,八七五	五,三七二	八一,三九六	一,五〇一	七一,九七二	二,一九一
同 四五年	五八〇	五,〇九〇	五六三八	八四,〇六三	一,五〇三	八八,八五八	二,八九二

大正元年

五七四 五,二一五 七,七五〇 九三,四六一

一 九三,九九八 三,〇二四

貸付金の用途は、土地買入、肥料買入、製鹽業、製陶業資金、土地開墾、苗木買入、養蠶及養鶏資金等にして、貸付金の一部に擔保を徵す。擔保物件の主なるものは土地、公債及確實なる債券等なり、利率は金融の繁閑に依りて高低あり、日歩一錢九厘より二錢六厘の間を上下し、普通二錢五厘なり。鹽業者、陶業者、商業者の如き取引の頻繁なる者に對しては、普通貸付の外當座貸付の方法を設け以て貸付の簡易と便宜とを圖れり、當座貸付は返済期限十五日前に返済期を告知し其資金の固定せざらんことを期せり。

貯金は組合設立初年度に於て己に二萬圓を超へ、四十四年度末に至りては九萬三千餘圓の多きに達したるは、當組合が無限責任組織にして信用の基礎確實なることを一般に認められたるに外ならざるなり。貯金利率は一箇年定期のものにありて年利六分、普通貯金にありては日歩一錢より一錢二厘の間にあり。

貸借對照表 (大正元年度末)

貸方		借方	
貸付金	六八,三九八・九三二	出資金	五〇,六五〇・〇〇〇
當座貸越金	二五,五九九・九一〇	未拂戻出資金	五〇,〇〇〇
預金	一一,一九五・九一〇	貯金	二四,一三〇・九二七

什器	二〇三・三〇〇	定期貯金	六九・三三〇・四二八
未收入利息	一〇五四・三八一	準備金	四五〇・五・六二八
聯合會出資金	一〇〇・〇〇〇	特別積立金	三、二四四・四三三
現金	一、九三二・五九四	未支拂利息	一三三・八九九
合計	一〇九、四八五・〇二九	剩餘金	三、〇二四・七二四
損益計算 (大正元年度)		合計	一〇九、四八五・〇二九
利益		損失	
貸付金利息	五、一二二・七〇四	貯金利息	四、二八二・四八九
當座貸越金利息	一、八一七・三三九	借入金利息	九六・六一〇
預金利息	四〇五・七三〇	借家料	二四・〇〇〇
未收入利息	一、〇五四・三八一	給料	二〇四・〇〇〇
		旅費	三三・六〇〇
		雇夫賃	七七・八〇〇
		消耗品費	二九・〇〇五

一九八

帳簿印刷費	七九・五五五
收入印紙	二二・二〇〇
通信費	一・一〇〇
雜費	九四・三六五
會議費並ニ表彰報告會費	二五四・四一七
備品損耗料	二四・三九〇
未支拂利息	一三三・八九九
合計	五、三七五・四三〇

差引剩餘金三千二十四圓七十二錢四厘

組合區域が稍廣大なるに依り、組合員の職業が異様なるに依り、組合員の精神的結合を困難ならしめたるを以て、其の團結を良好ならしめんが爲めに、他の各種團體と氣脈を通じ、銳意精神的團結の實績を擧ぐるに力めつゝあり、就中組合は専ら組合員に勤儉貯蓄を勧め、有無相通じて相互救済の美德を涵養することに力め、勤儉貯金の制を設けたり、即ち組合員家族傭人の貯金を獎勵し、尙村内全部の戸主婦人青年を通じて戊申戸主會、同婦人會、同青年會を組織し、戊申詔書の御趣旨を奉戴し、毎月一回貯金を爲さしめ、各部落の支部長をして組合に預入の手續を爲さしめ、非常事變の外之れが引出を許さず、其

蓄積金の日に増大せるを見て村民亦大に悦びの色あり。

現在職員は理事五名、監事三名、信用評定委員十五名、書記二名にして、平素事務に當る者は専務理事一名と書記二名となり、日曜日祭日を除く外毎日午前九時より午後四時迄組合事務を取扱ふ。されども産業の發達に伴ひ、取引關係亦複雑となり、近頃往々午後九時乃至十二時頃迄事務を扱ふこと稀ならず一日の取扱件數二百を超ゆることは屢々見る所なり。而も職員は未だ曾て倦怠の色を見せず、出來得る限り一般組合員に便宜を與へつゝあり、事務所外に於ける事務即ち送金及組合員に通知を發する事項等は、隨時附近の組合員に依りて之を辨せり。

▲組合事業の反應 組合設立以來漸次良好なる經過と每期豫期以上の成績を挙げたるを以て、組合員一般の満足を買ひ、其結果從來附近の銀行に預け入れ置きたる各種の預金は漸次引出されて組合に貯金し、其他濫費されたる零碎なる金圓も、之れを蓄積することを得て、組合員個人の經濟稍潤澤となり、一面には中産以下の組合員が對物信用に乏しく、爲めに經濟上の獨立を失ひ、不如意を來しつゝありしが、組合設立後は對人信用によりて低廉なる利率を以て資金の供給を受けて、産業は爲めに活氣を帶び村内七十餘町歩の耕地を整理し、或は施肥を完全にし、又は果樹園を新設し、其他諸種の産業を興して福利を増進することに漸く注目するに至れり。殊に近來陶業の發達著しく年産額十萬圓以上を産出するに至れり。

地方自治の上に顯れたる組合の効果は、殖産興隆の輪す所にして、自治を尊重し、納税を重じ、義務の履行は人として尤も重せざるべからざることを自覺し、地方自治の上に善良なる影響を及ぼせり。組合設立後の風教に見るときは、組合員は各自勤勉貯蓄を厲行し、或は農會、學校、宗教家等と提携して講演會を開き、學術技藝の進歩發達を圖り、吸々として力むる所ありたれば、其結果風紀、道德大に改まり、舊來と其面目を一新するに至れり。

有限責任高森信用購買販賣生産組合

山口縣玖珂郡高森村

明治三十九年七月十七日設立

▲高森村の位置地勢 高森村は玖珂郡の西部に位し、東は玖珂村祖生村、伊陸村西は米川村及び熊毛郡三丘村に、北は南河内村、北河内村、桑根村、川越村南は田布施村、鹽田村に接し、東西二里南北五里に亘り、現住戸數千五百戸、人口七千五百人、田反別七百町歩、畑反別百六十町歩、山林二千七百五十町歩を有する縣下有數の大なる農村にして、町村制實施前は六箇村に分屬したりしが、町村制實施に依り合併して一村となり、明治三十六年北河内村の内大字明見谷を合併したるものなり、故に自然人情、

風俗、習慣等相異なる點あり、當初は双互の意志疏通せず事毎に融和を缺きしが、年所を経るに従ひ意志漸次融合し、現今に於ては村内共同一致自治の發展に意を注ぐに至れり。

▲組合設立の動機 高森村の業態は商工業者四百内外他は何れも農業者にして生産物としては米、麥、織物、繭、酒、五倍子、松茸、經木眞田等なり。村内の或部落は財産稍均等なるも、又或る部落は貧富の懸隔甚だしく、縣稅戸數割一戸平均額の負擔に達する者は總戸數の内四分の一内外にして、他は何れも平均額以下の負擔者に屬す、此一事を見ても本村貧富の情況を推知するに難からず。然るに近來人口は年々増加し物價は著しく騰貴を來し、生産收入増加の率は其割合に上らず。加之公課は逐次増加し、生活の程度は時世に伴ひて向上し、社會の風潮は人心をして奢侈浮華に流れしめ、一時の不幸に遇ひて忽ち倒産の悲境に陥るもの年々増加し中産者即ち農業自作者の數は減少して漸次小作人となる者の數を増すこと本村統計の明かに示す所なり。現時中小農、工、商業者の經濟困難なる事は、實に目撃するに堪へざる所なり。當地には一二の銀行支店あり皆等しく全力を貯金の吸収に注ぎ、其得たる貯金は本店に廻して、他方面に放資するの傾向あり、地方金融上支障を來すこと少々ならず、此等銀行の外に勿論貸金業者ありと雖も金利高歩にして其上抵當物件其他煩雜の手續を要し、僅少の金額にても容易に需要を充すこと能はず、爲めに産業は益々沈滞し中産者以下は愈々困苦に陥るの狀況にあり茲に空前の事變たりし日露戰役を紀念し併せて産業の發展を圖らん爲め産業組合の一なる信用組合を設立し、以て資金

を貸與し、一面勤儉貯蓄の美風を涵養せんことを期し、乃ち明治三十九年三戸熊太氏村農會長に就職するや、農會評議員故藤井保一氏と協議し、農會の事業の一として第一着として信用組合設立の發起をなしたり。當時本郡には北部に一の信用組合存立せるのみにて當地方には既設の組合なく、一般村民に於ては組合の性質事業執行の方法等會得するもの少なく、大に疑惑を抱き組合員募集に當りて頗る困難なりしかども、設立者は日夜勤誘に力を盡したれば設立者の誠意のある所を信用して漸次組合員増加し今日に於ては自から進んで加入するの好況となれり明治四十年十一月に購買事業を、四十四年一月に販賣生産事業を兼營し、産業組合法の期待する四事業は全く備れり。

▲事業經營 幸にして創立當時より相當の貯金を吸集し得たれば貸付利率を地方一般の銀行利子歩合よりも低下し、組合員の資金の用途如何によりては、最長期十五箇年の年賦償還の方法をも設け、或は又當座貸付の途を開き、資金貸出を惜まず大に組合員の便利を圖りたれば、一般組合員の歡喜一方ならず別表に示すが如く事業急速の進歩を見たり。貯金は定期、當座、小口、永貯蓄及納稅貯金等の數種に分ち貯金箱を各組合員に配付し、專任の書記をして極力勸誘に努めしむ。永貯金と稱するは強制貯金にして、勤勉力行に依りて得たる餘財を蓄積せしめ、他日有用の費途に充てしむるを目的とするものにして、組合は豫め組合員をして毎月貯蓄すべき一定の金額を豫定せしめ、別途の通帳に依りて計算を明にし、一箇年を通じ毎月豫定金額を預け入れしめ更に拂戻しを爲さざりしものに對しては、毎年通常總會に於

て賞與として、金若干の貯金券を贈與することゝなしたれば、組合員は各自競争して貯金するに至れり。今日此貯金を爲す者五百七十名、其金額六千三百四十九圓餘に達したり。尙益々貯金額を増大せしめんとして其資源を得せしむべく、大に副業獎勵に努めつゝあり。

納税貯金は全く納税資金蓄積の爲めに貯金せしむるものにして、諸税徴收令書を村役場より直接組合へ配付を請ひ、組合は各自の納税貯金中より振替納入して、相互の便利を圖ると共に一方滞納者を生ぜざらしむ。其結果甚だ良好なれども、未だ組合員の多數に涉らざるは遺憾とする處なり、依て將來は組合全般に普及せしむべく獎勵しつゝあり。

購買事業は四十一年度の創始に係り主として肥料及青刈大豆、種子等の取扱を爲し市價より幾分低價を以て賣却し、多くは組合員の需要を取纏めて購買し、直に注文者に分配し経費の節約と事務の簡易とを圖れり。

販賣事業は四十四年度より兼營し、玄米及藁繩を宇品陸軍糧秣支廠へ納入したるのみにして、事業開始以來未だ日淺きを以て著しき發達を爲さず。

生産事業も亦販賣事業と同時に四十四年度より開始し、未だ特筆すべきことなきも、現今に於ては主として改良農具を備付けんとの計畫中なり。

販賣生産の事業は前述の如く未だ活躍の機に達せざれども、信用部の事業は七箇年を経過し、組合員

數千九十七人、大正元年度貸付總額十五萬八千七百七十六圓、同償還額十四萬四百四十六圓、貯金受入二十七萬四千四百八十圓、同拂戻二十七萬二千四百二十四圓、年度末殘十一萬二千三百二十六圓の組合となり、利率も次第に低下して貸付利率年賦償還貸付年九分、無擔保貸付日歩三錢、有擔保同二錢七厘、當座貸付同二錢五厘、貯金は三箇月定期年五分五厘、其他は日歩九厘より一錢六厘の間にあり、左に明治四十年以來の狀況を示さん。

組合員數	拂込濟出資金	準備金特別積立金	借入金	貯金	貸付金	預金	購買額	販賣額
明治四〇年	四二	三〇七	三六	一四、〇三四	二〇、五八	三、二七	—	—
同 四一年	五六	六二七	—	三三、三九四	三、八六四	三、九九二	四、一七九	—
同 四二年	六六〇	九五七	二、〇〇〇	四七、三三〇	四三、五九九	一八、三六二	九七七	—
同 四三年	六七五	一〇、八七四	三、〇〇〇	七〇、八三七	五、三三五	三四、二八三	一、五五二	—
同 四四年	七九二	一三、四四八	九、〇〇〇	一〇、二六九	九、七七八〇	三〇、九九六	一、八五一	四、五九二
大正元年	一、〇九七	一七、五五六	一〇、三三三	一一、〇〇〇	一一、三三六	一一、六一〇	二五、六〇八	七三九

備考 購買額販賣額は年度内のものにして他は年度末の金額を示す。

貸借對照表 (大正元年度末)

貸方 ————— 借方

拂込未済出資金	五,三六一・一六〇	出資金	二二,九一〇・〇〇〇
貸付金	五三,九四九・五〇〇	貯入金	一一,三三六・七三五
預金	二五,六〇八・八〇〇	借入金	一一,〇〇〇・〇〇〇
年賦償還貸付金	二一,八三七・三〇四	準備金	七,五三三・七七三
當座預金貸越	四〇,三三四・五三九	什器欠損積立金	一〇〇・〇〇〇
有價證券	一〇,九九六・〇〇〇	特別積立金	二,八一〇・〇〇〇
聯合會出資金	八三・二五〇	建築準備積立金	一,〇〇〇・〇〇〇
什器	六二六・四二五	未拂利息	一,八六一・八一五
購買品現在品	一六二・七二〇	剩餘金	一六四,五五二・七六四
未收入利息	一,二三三・三〇八	合計	五,〇一〇・四四一
現金	四,三七〇・七五八		
合計	一六四,五五二・七六四		
損益計算 (大正元年度)			
貸付金利息	九,二五六・九七〇	貯金利息	四,六九八・九一四

二〇六

預金利息	三,〇六三・八七〇	借入金利息	八三六・六四〇
未收入利息	一,二三三・三〇八	未拂利息	一,八六一・八一五
有價證券利息 配當及利息	五七八・四二〇	諸給料	五四一・〇〇〇
購買部利益	二七・八五〇	税金	二・六〇〇
販賣部利益	一七・三三五	雜給	二七〇・五〇〇
使用料	三・五三六	旅費	一一一・五三〇
有價證券貸附利息	一一〇・〇〇〇	雇人料	五二・二五〇
延滞利息	一八・五六五	消耗品費	一一〇・〇三〇
年賦償還貸付 繰上返納手数料	九・〇〇〇	圖書費	八・七二〇
聯合會配當金	三・二五〇	印刷費	六・五五〇
出資證券替手数料	二・〇五〇	帳簿代	四六・〇二〇
不用物品賣拂代	一・三八一	印刷費	一四〇・〇六〇
除名處分者 配當金没收	一・二八〇	收入印紙	二九・〇〇〇
		郵便切手	一四・〇〇〇
		借家料	四〇〇・〇〇〇

二〇七

修繕費	八一・八一五
交際費及總會費	三三八・〇三〇
表彰費	三六・二五〇
寄附金	二・四五〇
金銭及物品 取引諸費	二六・五一〇
貸付金損失	三五・二三〇
中田支部諸費	一五・三六〇
合計	九三一五・二七四

差引剩餘金五千十圓四十四錢一厘

▲組合設立により地方金融に及ぼせる影響 從來金融機關なかりしたため、中産以下の者は金融上多大

の不利不便を感じ、此儘等閑に過ぐる時は農商工業の發達せざるのみならず如何なる悪影響を被るやも計り難きの情況なりしが、組合設立のため地方金融状態圓滿となり、中産者の利益する所少々ならず、其一斑を記すれば左の如し。

一 當組合区域内に二三銀行支店あれども、其貯金額は當組合貯金の半數以下にして地方金融機關は全く組合を以て中心とすることゝなれり、故に地方銀行又は金銭貸付業者の得意縮少して地方の金利大

に低落せるのみならず、地方銀行又は個人より借入をなす者減少したることは事實の證明する所なり。

一 質屋營業者の質物減少したること。

一 貯金年々増加し組合員の富力漸次増加せること。

一 一般に勤儉の美風を振作したること。

一 年賦償還貸付方法を開設したるにより、従前地方に於て行はるゝ頼母子講漸次減少したること。

▲村民の産業及經濟上に及ぼせる効果 本村は農業を主とし商工業は其一部分に屬せり。農業上に関

しては近來種々の研究をなし其改良發達を圖り、面目一新したるも、金融上不利の點あり爲めに經濟上困難なりしが組合設立のため資金を簡易に借入るゝ事を得るにより、産業及び經濟上大に利益するものゝ如し。其一二を實例に徴するときは、

一 造林開墾等の事業を起したること。

一 商業家の面目を一新したること。

一 精米水車場を設け玄米を精白にして各地方に輸出するにより、地方の米價従前に比し高價となり、

組合員の利便を増したること。

一 製繩器械買入資金を貸付し月賦返納の法を設け、製繩は宇品陸軍糧秣支廠に納付し、其代金を以て

返納せしむるの仕組にて地方の副業を奨励したること。

- 一 經木眞田工業著しく發達したること。
- 一 購買事業開始以來地方商人の反省を促し、従前より低利廉價を以て物品販賣を爲すに至らしめたること。

一 所要の資金を容易に借入るゝことを得るによりて、從來の如く市價の如何に關せず農工業者の生産したる物品を捨賣するの損失を減少したること。

本組合が有限責任組織にありながら、能く組合の信用を高め、茲に第七年度を終り、區域内戸數千五百の内千九十七名の組合員を有し、信用、購買、販賣、生産の事業已に備り、信用部の事業成績良好に赴き、是より他の三事業に向つて大に驥足を伸すべき機運に到達したる今日迄の苦心は實に徒爾にあらず、組合長三戸熊太氏の苦心經營忻慕すべきものあるなり。

無限責任筵内信用購買組合

福岡縣粕屋郡席内村大字筵内八六六
 明治三十九年三月一日設立

貸借對照表 (大正元年度末)

貸借對照表 (大正元年度末)	
貸方	借方
拂込未済出資金	出資金
二四一・二〇〇	九五二・〇〇〇
貸付金	貯金
三九、九六八・六六七	五四、五六八・五二五
土地	準備金
五三〇・〇〇〇	二三、五九・四八六
預金	特別積立金
一七、二六〇・〇〇〇	五一五・八〇五
什器	剩餘金
三四二・九一〇	一、八九七・〇九七
建物	
一、九六六・二四〇	
聯合會出資金	
九〇・〇〇〇	
購買品現在高	
六、三八〇・四三〇	
現金	
二、〇八一・四六六	
合計	合計
六八、八六〇・九一三	六八、八六〇・九一三
損益計算 (大正元年度)	
利益	損失
貸付金利息	貯金利息
三、一九三・四七〇	二七〇・七一一
	一一一

預金利息 九六二・二二六
 購買利益 二七三・七七四
 雑収入 一五・四〇〇

一一二

諸給料 九三二・八六〇
 旅費日當 二七五・三三〇
 通信運搬費 三八四・二一〇
 消耗品 二一九・〇七一
 使丁賃 二〇・四八〇
 借家料 六六・〇〇〇
 備品減耗 六三・五〇七
 總會費 六九・二一〇
 雜費 二七四・三八四
 合計 五〇〇七・六七三

合 計 六、九〇四・七七〇

差引剩餘金千八百九十七圓九錢七厘

▲設立前地方の状況 本組合の所在地たる席内村は福岡縣粕屋郡の北端に位し、官線九州線古賀驛に沿へる村落にして、東は小野村、南は青柳村、新宮村に隣りて、西は玄海灘に瀕し北は宗像郡上西郷村及福岡町に接し、村の中央には花鶴川の流あり、筵内、庄、久保、古賀、鹿部の五大字より成り、戸數五百餘戸、耕地總反別五百五十四町歩、山林原野四百四十餘町歩を有する純農業村なるが、其耕地の内七

十五町歩餘は他町村人の所有にして、夫れのみならず他町村人よりの負債二萬餘圓あり、年々の産業資金は之亦他町村人より仰がざるを得ざる状態に在り、敢て貧村と云ふにはあらざれども、金融の不便は村内五部落皆一様に感ずる所にして、農事の改良も生産の増加も之を企圖する能はざる状況にあり。

最初の組合區域たる大字筵内部落は戸數百五十餘戸、耕地二百二十餘町歩を有する大部落なれども、其耕地四分の一は他町村人の所有に歸し、且つ又他町村人よりの負債も其額少からざるを以て土地の買戻と舊債償還并に肥料其他農事改良に就きて、低利資金融通の途を開かん爲めに、信用組合を設立することは、當部落の最も急務とする所なりき。されば有志者の間に常に協議問題に上り數回の審議を経たれども、未だ設立主唱者に適當の人を得ず行惱み居りしが、時の青年團體は明治三十五年五月相談會を開きて、組合設立の準備行爲として先づ勤儉貯蓄組合を設立することを議決し、八十名の組合員を以て毎月十錢乃至一圓を各組合員の名義を以て郵便貯金とし、繼續して實行したり。

かくて三十七年日露の戦端開かれ數回の國債募集あるに當りて農村の金融は一層逼迫を來し、村落金融機關の必要益々迫り、又一面に於て準備行爲たる貯蓄組合の貯金一千餘圓に達したるを以て、明治三十九年三月一日大字筵内及庄を區域として組合を設立したり、而して四十三年區域を擴張して席内村全村となしたり。

(一)貯金 貯金は出資金の拂込を簡易ならしめんが爲めに、特別貯金を設け、外に當座貯金をも預り、

利率年七分を以てし、四十一年よりは毎年現作付反別の多寡に應じ玄米初穂を徴收し、之を共同販賣に付して特別貯金となさしめ、出資拂込に充つるもの、外据置の方針をとれり。四十三年に至りて貯金利率を年六分に低下し、四十四年には右の貯金の外約束貯金の制を設け、毎月一定の金額を貯蓄せしめて年七分二厘の利を附して五箇年の後に或金額を渡すことを約し、大に貯蓄心を喚起して零碎の金圓を吸收したるに、大正元年度末に於て貯金總額五萬四千五百六十八圓となり、組合貸付金高を越ゆること一萬四千六百圓、一人當貯金額百十六圓となれり。此等の貯金は組合員たる一家の主人によりて蓄積せられたるものゝみならず、組合員の家族たる婦人が寄合ひ、二十名三十名の團體を爲して貯蓄を厲行したるもの少なからず、又青年團體に於ては實業視察團を組織し、他日地方實業の實地視察を爲して大に産業の改良を圖らんことを企て、其資金として四十年より貯蓄を始めたるものあり、今後十箇年の後同伴視察を決行せんとする目的に出で、三十餘名の團體貯金は現在六百餘圓に達せり。

(二)貸付 貸付資金は主ら之を貯金に仰ぎて、創立第一年度に於て千二百三十圓を貸出し、年利一割二歩を以て融通したりしが、資金潤澤となるに隨ひ、翌四十年には日歩二錢五厘(年利九分)に低下して一萬餘圓を貸出したり、四十二年に至りて更に長期の貸出を爲し年九分の利率を以て七箇年以内の年賦償還貸付を創めたれば、金融大に疏通し其反應として貯金は益々増大するを見たり。而して此間四十年度末に於て四百七十六圓、四十一年度末に於て五百六圓の借入金を見たるのみにして、貸付資金の殆んど

全部は組合員並に其家族の貯金に依りて支持せられたり。四十四年度に於ては又々貸付利率を引下げて年八分とし、七箇年以内年賦償還貸付をなし、又特別低利六箇年均等償還年賦年五分五厘の貸付をも爲して、土地開墾、造林又は果樹栽培の如き産業に向はしめたり。

信用部の事業各年度末の狀況を左表に見るときは、當組合の經營極めて順潮なりしことを知るべし。

明治三十九年	組合員數		借入金	貯金	貸付金	預金	金剩餘金
	拂込資金	準備金特別積立金					
明治三十九年	一六	五五七	一三四九	五九六	一	一	二七
同 四〇年	二六	一、三三七	四七六	四〇三七	四七八六	五〇〇	一一三
同 四一年	一六二	三、七三〇	一九四	五〇六	七、二四九	八、三五五	二、四五〇
同 四二年	一八五	四、四九三	五五六	一、四九九二	一三、二六六	四、七五〇	五八六
同 四三年	四〇三	六、四二六	一、〇七八	一、二六、八二二	二二、三五一	四、〇〇〇	一、〇九一
同 四四年	四六〇	八、〇九三	一、七九六	一、三七、九〇〇	二七、四四六	一三、一〇〇	一、五三五
大正元年	四七〇	九、二七八	二、八七五	一、五四、五六八	三九、九六八	一七、二六〇	一、八九七

次に各年度内貸付、償還及貯金受入、拂戻の狀況を示さん。

貸付額	明治三十九年	同 四〇年	同 四一年	同 四二年	同 四三年	同 四四年	大正元年
貸付額	一、一三〇	一〇、九七九	二〇、一三三	二四、五六三	三八、四七八	五一、二四四	六〇、〇二二

貯金受入額	二二五五	七七二二	一一三〇二	一六一一九	三一、二五三	三六、四五一	七七、一三九
貸付金償還額	六三四	六七八八	一六、五六四	一九、六五二	三〇、三九四	四五、〇四八	四七、四九一
貯金拂戻額	九〇六	五、〇三三	八〇九〇	八、三七七	一九、四二四	二五、三七一	六〇、四七一
貸付金償還額	二、八八九	一四、五〇九	二七、八六六	三五、七七七	六一、六四七	八一、四九九	一二四、六三〇
貯金受入額	二、一三六	一六、〇二二	二八、二二三	三三、九四〇	五七、九〇二	七六、五一二	〇、四八三
貸付金拂戻額	七五三	△二、五〇三	△三、五九	八三二	三、七四五	四、九八四	四、一四七
差引餘裕金							

前記兩者の比較に於て四十年及四十一年度は多少の不足を生じたれども、翌四十二年以後は多額の餘裕金を生じ、大正元年度末に於て一萬四千六百圓となりたる上に、拂込濟出資金、準備金、特別積立金を合するときは一萬六千七百五十四圓の多きに上り、組合設立後七箇年間の事業として大に見るに足るものあり、是れ本組合が無責任組織を以て組合員に信用を得たるを、役員に信用厚きと加へて、書記中野茂三郎氏の勤勉と熱心とが大に事業發展の上に與つて力あり。

(三)購買 四十二年度の兼營にして肥料、酒、石油、鹽、砂糖其他日用品一切を取扱ひ、概ね現金賣りなれども、幾分貸買を交へ月末勘定にて整理せり。

購買品賣却高	明治四十二年	同	四三年	同	四四年	大正元年
	一一、五九二 _円		二六、六七九 _円		三五、五五四 _円	四七、五三七 _円

購買益金

八二〇

一八四六

二二四〇

二七三三

▲組合事務 三十九年信用組合設立當初は組合長一名のみにて諸般の事務一切を處理したりしが、四十二年購買事業兼營後は、事務俄かに繁多となりたるを以て、常任理事の外書記一名を置き尙四十二年區域内を三區に分ち、筵内を第一區とし久保の庄を第二區とし、古賀、鹿部の二大字を第三區として、各區に一箇所の店舖を設け、事務員三名宛を配置し主として購買事務に當らしめつゝあり。

組合經營の狀況は大要以上の如くなるが其結果組合員の富の増進せることは前記の數字に依りて、其一斑を窺ふことを得べし、産業上に關しては稻作及麥、菜種作の肥料を全部組合に於て購入し、組合員に分配し、代金の大部分は現作反別の廣狹に應じ信用部より貸付け、收穫期に至りて收穫物を提供せしめ、之を共同販賣に付して貸付金償還に充てしむるを以て、農業者は貧富の差別なく、任意に施肥の便宜を與へられ、各自力量の及ぶ限り産業の開發に力められたれば、村内の生産額は著しく増收を來し、菜種栽培の如き比較的多量の肥料を要するものは、從來甚だ振はざりしが、組合の援助に依り作付反別激増し全村四百町歩の田地の内二百町歩の作付に對し千二百石を收穫し、此價額一萬八千圓に達せり。又近來柑橘の利益あるを見て組合員中の有志者四十餘名共同して山林五町歩を開墾して、果樹園となせるが如き、人心の殖産事業に向ふこと頗る活潑なり。

生計用品の殆んど全部は組合の店舖に於て取扱ひ、各自の覺帳に購買品名、金額を一々記入し、其購

買状況を明かならしむるを以て、組合員は其消費額を知りて分度を守り、勤儉の美風は自然其間に涵養せられつゝあり。今や組合員數四百六十名、區域内戸數の九割に當る、近き將來に於て全村舉て組合に加入し、組合所期の目的を達するの日亦遠きにあらざるべし。

終りに當組合の實行しつゝある貸付實行方法及貯金實行方法を附記して参考に資せんとす。

貸付實行方法

種類	期限	利息	用途	備考
一、普通貸	一箇年以内	年利九分百圓ニ付一日二錢五厘	肥料牛馬荷車農具種苗買入商	百圓ニ對スル
二、年賦貸	七箇年以内	年利八分	土地山林買入農舎建築修繕商	五年ニ對スル 六年廿一圓六錢六厘 七年十九圓二錢七厘
三、低利年賦貸	六箇年	年利五分五厘	前	同

注意 役員會ノ決議ニヨリ毎年貸付總額ヲ制限シ人選ノ上借主ヲ定ムルモノトス

貯金實行方法

種類	利息	摘要
一、日步當座貯金	年三分六厘	一回五圓以上ノ預入トシ預入拂戻共幾回スルモ妨ケナク且一回未滿ハ利子ヲ付セス
二、普通當座貯金	年六分六厘	納稅其他預主指定ノ仕拂ニ應スルコトアルヘシ
三、特別貯金	年六分六厘	五錢以上ノ預入拂戻幾回スルモ妨ケナク且預入拂戻ノ月ハ利子ヲ付セス

出資拂込及負債償還ノ爲メ拂戻スノ外一箇年以上ノ据置トシ毎月又ハ農産物收穫期ニ於テ初穂貯金ヲナサシメ部長ノ承認ヲ得テ拂戻スコト

四、目的貯金

年七分二厘

主ニ家族ノ貯金ニシテ五箇年以上ノ据置トシ結婚徴兵等最初定メタル目的以外ノ用途ニハ拂戻サ、ルモノトス中途拂戻シノ場合ハ利子ヲ付セス

五、約束貯金

年七分二厘
毎月七十錢宛又ハ三月七月十二月ノ三度ニ四箇月分宛預入五箇年ノ後五十圓拂戻スコト
毎年七十五錢宛三月七月十二月ノ三度ニ四箇月分宛預入三箇年後三十圓拂戻スコト

注意 組合員一人ニシテ一箇月四圓二十錢以上ノ貯金ヲナスコトヲ得ス

無限責任南畑信用組合

福岡縣筑紫郡南畑村大字入道二六八ノ二

明治三十九年九月二十二日設立

▲設立の事情

本組合の區域たる南畑村は福岡市を距る五里餘、停車場雜餉隈驛を隔つる三里半、山間部落にして農を以て本業とするもの九割を占め、其風習醇朴なるも往々遊民なきに非ず、又能く業を勵み産業の發達に熱心なる者と雖も金融機關に乏しく、適々産業資金を得んとすれば利率頗る高く夫れが爲め豫期の收益なく、不動産は轉々して他町村人の有に歸するの悲境に陥るもの往々あるは本村の爲め甚だ遺憾とする所なりしかば、同村々長池田知三郎氏其他村内有志者相謀り發奮激勵之が挽回の策を講せんと、種々協議を爲したる結果、銳意農業資金の充實を謀り、傍ら勤儉貯蓄を奨励し、漸次風紀の改善農事の改良副業の發達に及ぼさんために、茲に信用組合の設立を決意したり。然るに當事者に於ても

信用組合が果して有利なるや否やの疑問を有したれば、直に福岡縣下の優良組合視察を企て其結果最も適切なる事業たるを認め、村内一般に組合の有利事業たるを説き、組合加入を勧誘せしに人員百九十四人、口數三百二十四口を得明治三十九年九月二十二日組合設立許可を得たり。

爾來組合員數逐年増加し區域内戸數三百七十三戸中現今二百三十戸に達せり。

▲組合設立後の経過 現組合長資性温厚にして、熱心に組合の指導獎勵を爲し、以下理事者皆熱心執務し、法令定款等に違背したることなく經營至て圓滑なり。貯金は組合員各自に爲すものと、組合員たるもの、親族朋友等共同し種々の方法を以て(土曜貯金、從兄弟貯金、博覽會貯金)爲すものと、戊申詔書紀念貯金とに區別し、前者は随時に貯金し、後者は毎月一回定期に貯金をなす、又戊申詔書紀念貯金は貧富の程度に應じ一人に付二十五錢、三十五錢、五十錢、七十五錢、一圓の五等に區別し、毎年春秋二回十箇年間繼續据置貯金をなさしむることとせり。然るに明治四十三年度は道路改修費約三千餘圓の村費支出を要したるを以て、一箇年間貯金の延期をなせり。又設立當時は貯金額百二十四圓七錢五厘なりしも、獎勵の結果大正元年末現在額は二萬二千五百九十四圓餘に及び。貸付金は主として農事の副業たる製炭資金、柑橘、杉、檜種子、肥料、土地、牛馬購入、高利舊債の償還等に用ひられ、設立當時は其金額九百三十三圓なりしも、現今貸付高は三萬七百七十圓餘となりたり。各年末の狀況左の如し。

組合員數 出資金 準備金 貯金 借入金 貸付金 剩餘金

明治三十九年	一九八	九七二	一	二二四	一	九三三	二六
同 四〇年	一九八	一、六四〇	二九	三、九二四	一	三、八九二	二二六
同 四一年	二二四	二、四一五	二三一	九、四八八	一	七、七四六	四三五
同 四二年	二二〇	三、二四九	六七一	一〇、五六五	一	一一、二六六	五七九
同 四三年	二二〇	三、六一〇	一一二七	一三、四四二	一	一六、四八九	五八七
同 四四年	二二〇	三、六一〇	一、七五八	一八、八二七	四、一〇五	二二、九七六	一、二二四
大正元年	二五六	三、八五〇	二、九七二	二二、五九四	四、三〇五	三〇、七七〇	一、二七八

貸付利率は年利九分六厘より一割八厘迄、貯金は年利六分より七分二厘迄とす。

貸借對照表 (大正元年度末)

貸付金	三〇、七七〇・四〇〇	出資金	三、八五〇・〇〇〇
預金	一六〇	貯金	二二、五九四・五五七
什器	五七・三六五	借入金	四、三〇五・〇〇〇
現金	四、一七二・三〇三	準備金	二、九七二・五四八
		剩餘金	一、二七八・二三三

合	損益計算 (大正元年度)	三五,〇〇〇・二八	合	計	三五,〇〇〇・二八
貸付金利息	三,〇六八・〇三五	貯金利息	一,二五〇・一一九		
預金利息	四三・七二〇	借入金利息	四〇八・八九四		
		諸給料	一〇一・六〇〇		
		旅費	三〇・七一〇		
		通信費	四五〇		
		消耗品費	八・二五〇		
		印刷費	九・九八九		
		組合負擔金	五・四〇〇		
		雜費	一八・三二〇		
合	計	三一,一七五	合	計	一八,三三・六三二

差引剩餘金千二百七十八圓十二錢三厘

▲組合事務 組合設立當時は村長收入役及書記を組合理事に任じ、無報酬にて村事務の傍ら組合事務

を整理したれば、設立初年度に於ても相當利益を得、組合員益々増加したる爲め組合事務又繁忙となり明治四十二年度より總會に於て常務理事(村書記兼務)を置き、一箇月五圓(現今八圓)の報酬を與へ、組合長以下總て兼務し一々協議の上事務を執行せり。

▲組合の効果 經營既に斯くの如くなるを付て大正元年度末は、準備金二千九百七十二圓五十四錢八厘となり、出資は全部拂込済となり、三萬四千餘圓の運轉資金を有し以て低利の資金貸付を爲したりしかば、農業は勿論永遠の計畫に屬する植林事業をなすもの、漸次多數となり、木炭の改良柑橘の栽培并に諸種の副業は駁々として興り、勤儉貯蓄の思想亦愈々發達し、各自一層業を勵み納税の成績を良好ならしめ、一人の滞納者なし。

本組合設立當時は借用金利率年一割五分以上にて頗る高率なりし爲め、事業經營上低利資金を得るに困難なりしも、組合設立以來一般金利次第に低落し、普通利率年一割となり、肥料購入并に諸種の新規の事業をなすもの漸次増加するに至れり。貯金にありては少額の金員は銀行又は郵便貯金をなすに面倒なる爲め、從來僅に小學兒童の郵便貯金をなすに過ぎざりしも、組合設立以來一錢以上の貯金を取扱へるにより、貯金通帳數四百五十通、紀念貯金通帳數百二十八通、計五百七十八通の多きに達し、其額前述の如く年々増加せり。

教育に就ては村青年會を組織し、本部を學校内に置き支部を各區に置き、冬期間夜學會を催し實業教

育其他種々の教育實施せられつゝあり。

其他報徳會の組織を促し勤勉の實舉がると共に農業上に就ては村農會の活動となり進農會を組織し、組合長之が會長となり、毎年會員中より他府縣へ農事視察團を派出し且つ模範田及模範柑橘園を設置し、一般の參考に供し、農事改良の途を開き、明治四十四年より椎茸栽培の目的を以て會員一般原料木材を伐採せん計畫なり。

柑橘の栽培は此地方に於て有利なる事業として認められ、明治三十二年より三十六年迄苗代補助費を農會より支出し、尙柑橘園視察員を派し、或は品評會を開催する等百方奨勵の結果、山間部にして而も氣候寒冷なる村落なるにも拘らず、栽培反別二十町歩を超え尙年々増加しつゝあり。

本村の竹細工は將來有望なるものなり、此地、竹の産出に富むが故に三十六年より四十一年迄農會の事業として教師を聘し傳習所を設け、毎年村内より二十餘名の傳習生を募集し、講習せしめたる結果、自家用の器具は概ね他に仰ぐの要なきに至りしのみならず、却て當今は年々數百圓の輸出を見るに至れり。

本村の製炭は産出額年々約八千五百圓以上に達す。大方農家の冬期間の副業なれども之を専業とするもの數戸あり、明治三十八年、四十二年、四十五年の三回教師を聘して改良焼を傳習し、生産額年々増大しつゝあり、製品は共同販賣を行ひ大に聲價を高むるに至れり。

前述せる如く本村は筑紫郡中第一の僻遠地にして、林材及副産物に富むも道路は高低屈曲嶮惡にして人肩馬背に依らざれば生産物を搬出し得ざりしを以て、數回の道路開鑿を行ひ總額八千數百圓の工費を要せしも、當局者に其人を得たるを舉村和親協同の結果とに依り、曾て村債を起したることなく三里に餘る嶮難の道路も遂に車馬の通するを見るに至り、從來委棄せられたる損木枯枝の如きに至る迄、盡く賣品として價格を有するに至り、新産物次第に増加せり。此等は皆信用組合設立後に於て著しく効を奏したる事實なれば、組合の効果として特筆すべきことなり

前記の状態なるを以て、本組合を視察する者多く、爲めに同郡内殆んど各村に亘り當組合に則りて組合の設立を見るの勢あり

現組合長池田知三郎氏は、明治十九年六月同村戸長役場筆算生に任じ、同二十二年二月戸長に任じ、同年五月村長に任じ全二十九年村農會長に任じ、爾來二十五年間村行政に腐心し、村民の經濟、衛生、教育、産業上に盡したる功績著し、組合長として池田氏を得たる當組合は將來益々幸福なるべし、高塔の下柱石なき能はず、添田富吉、富田槌太郎、貝原徳次郎、添田朴也、上野重吉の諸氏の如きは即ち其人なり。

有限責任古枝村信用組合

佐賀縣藤津郡古枝村三二七ノ二

明治三十九年三月九日設立

▲設立前に於ける地方の状況 組合の區域は古枝村一圓にして區域内戸數四百四十戸あり。大字久保山、中尾山には陶磁器製造業ありて漸次發達しつゝありと雖も、大部分の者は農を以て業となすが故に、農業の盛衰は一村利害に大なる關係を有すること言ふに及ばず。

顧るに明治十三年頃より社會事情の急激なる變遷に遭ひ自ら奢侈の風増長し、逸樂を貪るの徒續出し來り、頼母子講を濫設し、或は高利の借金を爲して一時的に收支の不足を糊塗するあり、或は投機的企業を爲す者あり、終に全村を擧て浮華輕薄に走り、土地改良産業發達を圖るが如き眞面目の事業に精勵する者殆んど皆無にして産業の衰頹は容易に挽回すること能はざる状態に陥れり。隨て従前の借金は之を辨濟すること能はず、擔保として提供したる土地は次第に他村の富豪の兼併する所となりしのみならず、自ら土地家屋を賣却して都會地に轉出を企つる者逐年多きを加ふるに至れり。而して右の傾向は明治二十年頃最も甚しく當時の状況は今日より之を回顧するにも戰慄の種なり。舊債の償還、土地の回收に力を注げる今日、猶船越區地積の十分の五、上古枝區の十分の二、大村方區の十分の三は他町村

人の所有に歸し居るに見るも、其以前本村が如何に悲境に陥りしかを推知するに難からざるなり。

▲組合設立事情 此現象を目撃したる小野原虎吉氏(現古枝村長)は、村の前途に對し憂悶の情禁する能はず奮然起て之が救濟を試みんとし、先づ低利の資金を供給して兼併せられたる土地の回收、産業の改良を圖るを最も急務なりと考へ、其實行方法として勤儉貯蓄規約を設け、専ら資金蓄積の計畫を立て有志の賛同を求めたり

計畫漸く熟し當に貯金組合の成立せんとする時、偶明治二十七八年戰役に際會し、國民一般軍國の事に熱中し、復他を顧る者なく、是非なく一時其計畫を放擲せざるべからざる事となれり。以來數年只管時運の到來を待ちたりしに、明治三十三年恰も産業組合法の發布あり、同法に據る組合が宿昔の希望を達するに恰當なることを覺り、爾來機に臨み折に觸れて産業組合の精神の普及に努め、一日も早く組合を設立せんとし大に勧誘に力を盡せり。然るに組合事業に無經驗なる村民は、其前途を危みて容易に決せざりしが、過ぎて明治三十九年に至り、未曾有の大戦なる日露戰役の後をうけ戰後經營の事急なるに際し、稍村民の組合事業に傾聽するを見れば、有志は此間に於て大に説く所あり、機運熟して同年三月有限責任古枝村信用組合を設立したり、

▲經營及事業狀況 組合經營には小野原組合長之に當り、事務所を村役場内に置き公務の傍ら執務し而して諸帳簿の記載に至る迄組合長自ら之を扱ひ、別に書記を置かず偶々事務繁多にして日中處理し難

き場合は夜間に及びて處理し、未だ其日の事務を翌日に延したることなく、諸帳簿整理書類明瞭にして嘗て法令定款に違背したることなし。かくして事務所の家賃、役員報酬、書記給料を支拂ふを要せざる上に、尙諸雜費の節約を行ひ専ら組合の利益を計ることに留意し、至誠を以て組合の經營を進めれば組合員も亦能く一致共同して組合事業の扶翼に力め、出資金の拂込及貸付金の返済等を怠るものなく今や出資全部の拂込を了して着々事業の發展を圖りつゝあり。

而して本組合の期する所は成るべく他より借入金爲さず、出資金、準備積立金及貯金を以て運轉資金となし事業を經營せんとする方針なるを以て、最も力を貯金の奨励に致せり。乃ち組合の區域を數區に分ち每區に理事及貯金勸誘員を置き、或は貯蓄組合を設けたれば各區競争的に貯金奨励行はれつゝあり。其結果貯蓄思想普及し、大正元年度末に於て九千八百七十八圓餘となる。而して此貯金額は主として据置貯金より成るものなれば、組合の運轉資金として其機能を全からしめつゝあり。

組合設立以來各年度末の狀況左の如し。

組合員數	拂込出資金	準備積立金	借入金	貯金	貸付金	預金	剩餘金
明治三九年	一四六	八六四	三〇〇	五二五	九五五	九三	五二
同四〇年	一五二	一七九二	五七	一五〇	二九四九	四四三二	一五二
同四一年	一五六	二四〇〇	三三三	—	五七七五	八四八〇	五〇四

同四二年	一六七	二五九〇	七四四	二、〇〇〇	五七九一	一〇、四一八	六〇	五五八
同四三年	一八一	二、八一〇	一、一四八	二、五〇〇	五、七八五	二、五四一	一一	七六九
同四四年	一九七	三、〇七〇	二、七四七	二、七五〇	六、九九五	二、八一九	五一	八三七
大正元年	三三〇	三、三〇〇	二、四〇三	三、四二二	九、八七八	一、四、九六二	二、三二四	一、〇五六

貸借對照表 (大正元年度末)

貸方	借方
貸付金	出資金
預金	貯金
什器	借入金
現金	準備金
	特別積立金
	剩餘金
合計	合計

利益 損益計算 (大正元年度)

損失

貸付金利息
預金利息
雑収入

一、八〇九・六一五
三三・六八〇
一八〇・〇九〇

三三〇

貯金利息
借入金利息
諸給料
旅費
通信費
雑費
合計

五九八・八四三
二〇九・二七〇
六〇・〇〇〇
五〇・一四〇
四・二〇〇
四四・三九〇
九六六・八四三

合計

二〇三・三八五

差引剩餘金千五十六圓五十四錢二厘

貸付金の用途は土地購入、肥料購入、山林手入費、農牛馬購入、織機資金、陶磁器製造資金、陶土製造資金、荷車購入、商業資金、耕地改善、農具購入等頗る多岐にして、又長期に亘るもの少なからざれば、各年度内貸付回収の金額は敢て多しと云ふにあらず、大正元年度貸出額一萬九百九十二圓同年度末残高一萬四千九百六十二圓なれば此長期の貸付は割合に多きことを知るに難からず。而して現在一萬四千九百圓餘の貸付残高に對し、貯金九千八百餘圓を有するのみなれば本組合は未だ全く内部資金のみを以て安泰の經營を爲すの域に達せざれども、今日の狀況を以て進まば一兩年を経過せば全く獨立し得るに至るべし。

組合事業の狀況大様以上の如くなるが、尙組合員の惡風を矯正し信義を重せしめ、勤儉の美風を涵養せんが爲めに、去明治四十一年以來度々茶話會を開催して、組合員は勿論組合員以外の者にも成るべく多く出席せしめ、組合の主義精神の鼓吹に努め、併せて社會教育の一端に資せんとし特に講師として聲望ある神官、僧侶、教員、醫師等を招聘せり。而して茶話會に於ては産業改良、風俗矯正に關する諸問題を決議し、極力其實行に力を注ぎ諸般の改良漸く功績顯はるゝに至れり。

▲組合の效果 組合の供給したる低利の資金に依り、共同購買を行ひ、各自多大の利益を得たること土地改良、造林事業の發達に資したること、貯蓄思想を著しく喚起したること、産業の發達を促したること、地方金利の低落を見るに至りたること等數へ來れば組合の效果甚だ多く、而して其中に付き一二のものを擧ぐれば、

イ、區域内の一部なる中尾山は殆んど皆製陶を以て業となす、而して其資力薄弱なるものなれば、常に資金の大部は之を組合に仰げり。先年金融非常に逼迫したる際の如き、獨り製陶業が毫も痛痒を感ぜず依然として其業を持続したるが如き、一に組合の力に職由せずんばならず。

ロ、組合設立以前に於ては諸税の滞納者少なからざりしが、組合設立後に於て納税の義務の大なることを周知せしめたる結果、組合員にして税金の滞納をなし督促を受けたる者一人も之なきに至れり。

ハ、區裁判所出張所の統計に依れば、組合設立後不動産抵當權の設定、登記件數著しく減少せるを見る

三三一

是れ即ち組合設立後は概ね資金を組合に仰ぎ、設立前の如く土地を擔保として他村より借入を爲す者減少せることを證するに足るべし。

ニ、從來種々の集會の際の如きは、故なく參會せざりし者甚だ多かりしが、近時は集會毎に殆んど欠席者なく、且能く時間を厲行するの風習を成せり。

ホ、古枝村内に於て縁談に關する取調を爲す者ありたる時は、必ず先づ問ふに「彼は信用組合員なるや否やを」以てす、此一事に依て組合が此地方に向つて如何に精神的感化を與へつゝあるかを窺知するに難からざるなり。

有限責任向江馬場信用組合

宮崎縣西諸縣郡小林村大字眞方字向江馬場二二一

明治三十九年三月七日設立

▲組合設立事情 有限責任向江馬場信用組合は小林村の中央部にあり。小林村は西諸縣郡の中央に位於る縣下第一の大村にして、戸數二千七百餘戸を有し、郡警察署等の諸官署あり、大字向江馬場は小林驛を北に距ること凡そ十五町の所に在りて、東西二町南北三町、北は一小丘を負ひ東西南の三面は川

を以て區劃せられたる一小部落にして、戸數三十七戸を有す。皆農を以て業となす、本部落は面積狭くして他より移住者を入るゝ餘地なく、隨て世の惡風に感染すること少なく、爲めに村内比較的風俗質朴淳良にして協同一致の精神に富み、恰も一家團樂の情味あり。明治二十年より當部落を四組に分ち、組長四名什長四名を年々互選を以て任じ、基本財産の管理其の他一切の事件(村行政に關する事務を除く)を處理せしめつゝあり。此の制を設けしより共同事業能く行はれ、明治二十年に基本財産造成の目的にて凡そ二町歩に杉造林をなし、同造林地より生ずる收入金を年々蓄積して其の額百餘圓に達したり。

當部落は貧困者多數を占め、死亡者あるときは其の葬儀費は組長に於て引受くるを常とせり、偶他より借入金爲し其の返済期を怠り、爲めに組長は處理上甚だ困難を來したることあり。故に明治三十九年一月葬儀費基金として貧富の等差に従ひ一箇年を限り各戸毎月醸金し、其の積立金額三十圓を得たれば其の後死亡者あるときは之を以て低利に貸付け大に便益を與へたり。

明治三十二年頃迄は本村一般に貯金思想甚乏しく、偶々貯金するものあるも中産以上のものゝ餘財を以て貯金するものゝ外、細民の貯金は絶無の有様なりき。此の時に當り貯金思想を喚起すると共に零碎の資を積み、不時の用途に備ふるの急務なるを感じ、栗屋住本、里岡本二氏等主唱者となり、熱心に獎勵したる結果、始めて當部落に貯金規約設けられ明治三十二年十二月より實行し、同三十七年十一月迄滿五箇年間繼續し規約の年限に達したるを以て、各自の貯金を拂戻したるに不知不識の間に蓄積したる金額

の意外に多額となりたるに驚き、茲に始めて貯金思想大に勃興せり。是に於てか又規約を改めて共同貯金をなさんとする折柄、日露戦役のため其の筋より勤儉貯蓄を奨励せられ、本村に於ては村長より各部落に貯金組合規約の準則を配付し、大に厲行したり。而して村民は喜んで規約を作り、明治三十八年一月より同三十九年に亘りて實行しつゝありしが、部落民の大多数は生計困難にして産業のため資本を要すること少からざるも、低利の資を仰ぐに術なく、止を得ず高利の資金を借り入れざるを得ざる場合尠なからず、今にして救助の法を講せざれば遂には救ふべからざる慘狀に陥らんことを憂ふるの時に際し、本郡加久藤村に始めて栗下信用組合の設立を見、當部落に於ても亦信用組合を設立するは最も機宜に適し萬一の遺算なき確信を有したるを以て、栗屋住本、押川兼利氏等發起人となり、一組合を設立したり。之明治三十九年三月七日の事なりき。此に於てか従前の共同貯金は之を廢め、其貯金を拂戻して第一回の出資拂込に充てたり。

▲事業狀況 本組合は設立當時より押川理事の住宅の一部を事務所にて業務を取扱ひ來りしが事務漸次繁劇を加へたるため、四十三年三月新に事務所を建築し之に移り、栗屋組合長指揮の下に、押川理事晝夜を分たず執務し、他の役員も亦共に協心盡瘁せるを以て、組合員は尠からず便益を得つゝあり、区域内戸數三十七現在組合員數三十三名なり。

組合の經常費としては帳簿諸用紙に過ぎざるを以て、經費は極めて少額なり。

(一)出資 出資一口の金額を十五圓、第一回拂込は一口に付金二圓とし、其後は各口に付毎年一回十二月を期し、二圓四十錢以上を拂込み、五箇年間に金額を拂込むものとし、明治四十三年十二月を以て全部の拂込を完了せり。

(二)貸付金 貸付金は組合設立當時は拂込済出資金、積立金並に貯金の額尙少額なりし爲め、普通銀行又は農工銀行等より借入融通せしも、年を累ぬるに従ひ拂込済出資金、準備積立金、貯金漸次増加し、從て資金の融通亦圓滑となり、四十四年度以來貸付高増加せしにも拘らず借入金必要なく内部資金のみを以て充分其需要に應ずることを得たり。貸付方法は信用貸、擔保貸の二種とし、期限は一箇年以内と定め、特別の事由あるものには二箇年迄とし、貸付利率は百圓に付一日四錢以下(年一割四分六厘)凡て日歩計算に依る。

貸付金の返済、利息の拂込に就ては組合員能く其の義務を履行し、理事も亦貸付に付きては最も公平に確實に取扱ふを以て、組合に對する組合員の感情は極めて良好なり。

(三)貯金 貯金は當座貯金、定期貯金、月掛定期貯金の三種とし、預け入金高及貯金利率は左表の如くにして、六箇月毎に利子計算を爲す。

當座貯金	一回預入	金五錢以上	利率年六分
定期貯金	同	金五圓以上	同七分八厘

月掛定期貯金

一口二十銭 一人一口以上

同 七分二厘

明治四十年以來各年度末、狀況左の如し。

年次	組合員數	出資金	準備金	特別積立金	借入金	貯金	貸付金	剩餘金
明治四〇年	三三	五四四	二	二六	六二	六一	五	
同 四一年	三三	七三六	六	一四三	八一七	一〇〇		
同 四二年	三三	九七六	一六	二七七	一〇五六	一五一		
同 四三年	三三	一二〇〇	三五	三九九	一八九九	二〇八		
同 四四年	三三	一二二五	五四	七八八	二〇八四	二六七		
大正元年	三三	一二二五	八四	一二九〇	三二七九	三三三		

貸借對照表 (大正元年度末)

貸借方	借方
貸付金	三、一七九・七五〇
備品	五、四七〇
預金	四八五・八六八
現金	一〇三
合計	三、六七一・一九一
借方	一、二二五・〇〇〇
出資金	一、二九〇・六四一
貯金	八四二・三五二
準備金	八四二・三五二
剩餘金	三三三・一九九
合計	三、六七一・一九一

合 計

損益計算 (大正元年度)

合 計

三、六七一・一九一

貸付金利息

四二・五〇〇

貯金利息

六四・九〇九

預金利息

九・五八八

事務所費

四・〇〇〇

理事慰勞金

一四・四〇〇

旅費

六・一〇〇

雜費

一〇・四八〇

合 計

四三三・〇八八

合 計

九九・八八九

差引剩餘金三百二十三圓十九錢九厘

▲組合員の經濟上に及ぼしたる効果 組合設立以來已に七箇年を経過し、組合員は組合の性質及効用を會得せし結果、自ら組合員各自産業を勵み延いて地方的改善行はるゝに至れり。

一、組合員は資金缺乏の季節にも拘らず、充分に肥料を購入し従前の如き高歩の資金を仰がず、且つ現金購入を爲すに至れり。

二、零碎の貯金を吸収して組合員の産業資金造成を計るを以て、經濟の改善を促し金利の低下せる傾向

あり。

三、組合員の従來の負債額の減少は明かに之を知り難きも、他村より借用するもの殆んどこれ無く、借入金に對する登記件數減少し、不動産擔保借の如きは極めて稀に見る所なり。

四、組合設立當初より組合員たりし三十二名に付き、其富力を調査すれば左の如し。

	三十九年	四十四年	増	減
田	三六・八五二	三八・九二〇九	二・〇六二七	—
畑	五〇・二二〇〇	五四・六九〇八	四・四七〇八	—
其他の土地	一六・〇二一〇	一七・一九一六	一・一七〇六	—
貯金	二六・二二四	七八・一七七	七六一・九五三	—

五、組合は常に組合員をして契約履行を嚴守せしめ、徳義心の涵養に努め、義務を履行せず、或は税金を滞納するものあれば、役員は直に信用組合員たるの本分を説諭する等、注意至らざるなし、又兩三年前より納税組合を設けて督勵したる結果、近時全く滞納者を見ざるに至れり。

六、組合員は一般に勤儉貯蓄の必要を知悉し、組合設立以來漸次業務に精勵し、隣保相助の風興り公德を重んずるに至れり。此等は組合員共同心の發作したるものにして、肥料共同購入の如き事實を見る。又組合員は別に共同貯蓄を開始し左の規定に依りて厲行しつゝあり。

月掛定期貯金規則

第一條 毎月一定ノ金額ヲ五箇年間預ケ入ル、モノトス 但一口ノ金額ハ毎年總會ニ於テ決定スヘシ

第二條 滿五箇年目ニ元利金ヲ拂戻スヘシ

第三條 利息ハ毎年五月、十一月ノ兩度ニ計算シ元金ニ編入スヘシ 但利率ハ年七分二厘ニシテ預ケ入レノ翌月ヨリ拂戻シノ前月迄ノ利子ヲ付ス

第四條 毎月廿八日組合事務所ニ預ケ入ルヘシ

理事ハ預リ證トシテ拂込月日及金額ヲ記入シタル預リ證ヲ相渡スヘシ

第五條 預ケ入レヲ怠ルコト、二箇月以上ニ涉ルトキハ之ヲ中止ト見做シ滿五箇年目ニ其拂込ミ元金ノミヲ返還ス

第六條 此貯金ハ中途ノ拂戻ヲナサス又讓渡質入ヲ禁ス 但シ火災死亡等ノ場合ニハ特別ノ取扱ヲナスコトアルヘシ

七、押川、栗屋、横山及水間各理事は組合設立當時より一意専心能く組合經營の任に當り、尙押川理事は組合員の利便を圖らんが爲め、私費を投じて事務所を新築し其事務遂行を遺憾なからしめたり。而して小林村内に於て七箇所に組合設立を見たるものは、全く本組合が範を示したる結果ならずんばあらざるなり。

大正二年五月十五日印刷
大正二年五月十七日發行



定價四十五錢
郵稅八錢

編輯者兼發行者 佐藤寬次

印刷者 北村文重

印刷所 東京市京橋區木挽町二丁目十三番地
中屋商店印刷所

東京市神田區三崎町三丁目一番地

發行所 產業組合中央會

電話本局三五三一
振替貯金口座東京四七二四

終

